証券コード 6289

株式会社 技研製作所

第45期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年**11**月**25**日（水曜日）
午前**10**時（受付開始：午前**9**時）

開催場所

高知市高須砂地155番地
セリーズ 3階 レインボーホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役8名選任の件

ごあいさつ

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を2026年11月25日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第45期（自2025年９月１日至2026年８月31日）の概況および株主総会の議案についてご説明申しあげますので、ご高覧ください。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

2026年11月

株式会社 技研製作所

代表取締役社長CEO　大平　厚

社是

仕事に銘を打て

経営理念

一、我社は世の中の役に立つ独創的な「物」「方法」を創造し世の中に貢献する。

一、我社は顧客の立場に立って「物」「方法」を創造し、より価値の高い物を、お客様に与え続ける。

一、我社は正しい倫理の上に立ち、真面目な事業運営で永久繁栄を計る。

一、我社に対し力を貸してくださっている方々に少しでも多くの利益をもたらし、共存共栄を計る。

一、我社の社員は一丸となって努力し如何なる時代が来ようとも絶対につぶれる事のない強靭な体質を作り、事業の永久繁栄を計る。

一、我社の社員はもっともっと人間性を高め社会的地位の向上を計ると共に財産の増強を計る。

株 主 各 位

証券コード　6289
2026年11月5日

高 知 市 布 師 田 3 9 4 8 番 地 1
株式会社 技研製作所
代表取締役社長CEO 大平　厚

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.giken.com/ja/ir/general-meeting-of-shareholders/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「技研製作所」または「コード」に当社証券コード「6289」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会資料掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/6289/teiji/

　なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年11月24日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年11月25日**（水曜日）**午前10時**（受付開始：**午前９時**）
2 場　　所	高知市高須砂地155番地 **セリーズ　３階　レインボーホール**
3 会議の目的事項	**報告事項**　1. 第45期（自2025年９月１日至2026年８月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第45期（自2025年９月１日至2026年８月31日）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役８名選任の件
4 議決権行使のお取り扱い	・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・次頁の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 ①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 ②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 ③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：**午前９時**）

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後５時 入力完了分まで

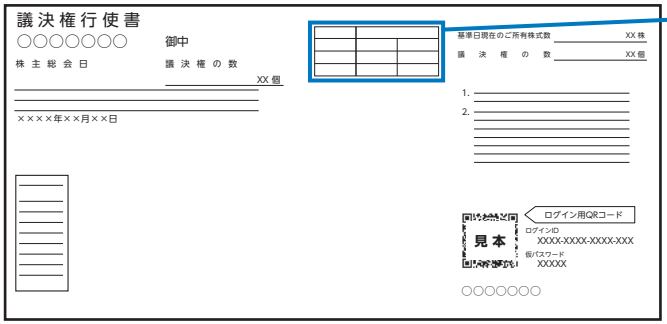
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後５時 到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

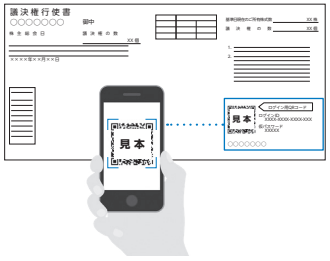
- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

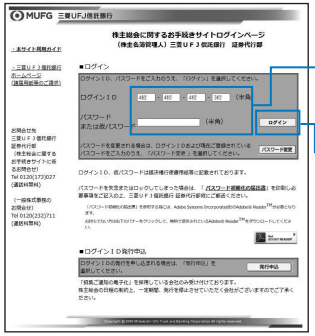


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、28円といたしたいと存じます。これによって、中間配当金と合わせた１株当たり年間配当額は55円となります。

(１) 配当財産の種類	金銭といたします。
(２) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式　１株につき28円 なお、この場合の配当総額は、710,249,176円となります。
(３) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年11月26日（木曜日）

第２号議案　取締役８名選任の件

現任の取締役全員（８名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役３名を含めた取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位および担当		
1	北村　精男（きたむら　あきお）	代表取締役会長	—	再任
2	大平　厚（おおひら　あつし）	代表取締役社長 ＣＥＯ	—	再任
3	森野　有晴（もりの　ゆうせい）	取締役 専務執行役員	開発製造本部・ 圧入技術研究開発センター担当	再任
4	藤崎　義久（ふじさき　よしひさ）	取締役 専務執行役員	管理本部担当	再任
5	福丸　茂樹（ふくまる　しげき）	取締役 専務執行役員	圧入工法推進事業・ 圧入機械事業・ グローバル戦略本部担当	再任
6	久松　朋水（ひさまつ　ともみ）	社外取締役	—	再任　社外　独立
7	澤　祥雅（さわ　よしまさ）	社外取締役	—	再任　社外　独立
8	田中　久美子（たなか　くみこ）	社外取締役	—	再任　社外　独立

候補者番号 1

北村 精男（きたむら あきお）

再任

生年月日
1940年11月12日生

所有する当社株式の数
351,787株

取締役会出席状況
9 / 10回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1967年 1 月	高知技研コンサルタント創業
1978年 1 月	株式会社技研製作所設立 当社代表取締役社長
2020年11月	当社代表取締役会長
2023年11月	当社名誉会長
2023年12月	**株式会社技研施工取締役相談役（現任）**
2025年11月	**当社代表取締役会長（現任）**

重要な兼職の状況

株式会社技研施工取締役相談役

取締役候補者とした理由

北村精男氏は、当社の代表取締役として長年にわたる経験を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督にすぐれた実績をあげており、当社が持続的な成長を目指していくうえで経営の指揮をとる最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

大平 厚（おおひら あつし）

再任

生年月日
1959年２月３日生

所有する当社株式の数
17,204株

取締役会出席状況
12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	株式会社技研施工入社
1999年 3 月	同社業務部西日本事業所長
2003年 9 月	Giken America Corporation出向
2009年 2 月	当社出向 執行役員工法事業部長
2011年 6 月	当社執行役員工法事業部長兼JPA推進室長
2012年10月	株式会社技研施工常務執行役員
2013年11月	同社専務取締役
2014年11月	当社取締役
2015年11月	株式会社技研施工代表取締役社長
2020年 9 月	Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.社長
2022年 3 月	当社取締役副社長 Giken Europe B.V.社長
2022年 5 月	株式会社技研施工代表取締役会長
2023年 4 月	Giken America Corporation社長
2025年 9 月	**当社代表取締役社長CEO（現任）**

取締役候補者とした理由

大平厚氏は、株式会社技研施工の代表取締役として施工・営業部門や、海外子会社の社長として豊富な経験と実績を有し、2014年から当社の取締役として経営に携わっております。2023年からは代表取締役社長CEOとして優れた経営手腕を発揮し、企業経営に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

もり　の　　ゆう　せい
森野　有晴

再任

生年月日
1977年６月１日生

所有する当社株式の数
9,044株

取締役会出席状況
12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4 月	当社入社
2016年 9 月	当社生産管理部部門リーダー
2017年11月	当社執行役員 製品事業担当
2021年11月	当社取締役
2023年11月	当社取締役専務執行役員 新工法開発事業・圧入工法推進事業担当
2024年11月	当社取締役専務執行役員 新工法開発事業・圧入工法推進事業・圧入技術研究開発センター担当
2025年 9 月	**当社取締役専務執行役員 開発製造本部・圧入技術研究開発センター担当（現任）**

取締役候補者とした理由

森野有晴氏は、当社の主要事業において豊富な経験を積み、2021年から当社の取締役として経営に携わっております。現在は開発製造本部および圧入技術研究開発センターを管掌し、社業に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

ふじ　さき　　よし　ひさ
藤崎　義久

再任

生年月日
1970年２月19日生

所有する当社株式の数
5,661株

取締役会出席状況
10 / 10回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4 月	当社入社
1996年 2 月	Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.出向
2015年 9 月	当社経理部部門リーダー
2016年12月	当社執行役員管理本部長兼経理部部長
2018年 5 月	当社執行役員グループ財務部門統括
2019年11月	当社取締役
2022年 3 月	Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.社長
2023年11月	当社常務執行役員
2025年 9 月	当社常務執行役員 管理本部担当
2025年 9 月	**Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.取締役（現任）**
2025年11月	**当社取締役専務執行役員 管理本部担当（現任）**

重要な兼職の状況

Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.取締役

取締役候補者とした理由

藤崎義久氏は、当社の海外および管理部門において豊富な経験を積み、2019年から当社の取締役または常務執行役員として経営に携わっております。現在は管理本部を管掌し、社業に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5

福丸 茂樹（ふくまる しげき）

再任

生年月日
1970年２月８日生

所有する当社株式の数
12,761株

取締役会出席状況
10 / 10回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1993年４月	当社入社
2017年11月	当社工法事業部部門リーダー
2019年８月	Giken Europe B.V.出向
2019年11月	Giken Europe B.V.取締役
2020年12月	当社執行役員 海外事業担当
2021年11月	当社取締役
2022年３月	Giken America Corporation社長
2023年４月	Giken Europe B.V.社長
2023年11月	当社常務執行役員
2025年９月	当社常務執行役員 圧入工法推進事業担当
2025年９月	**Giken Europe B.V.取締役（現任）**
2025年11月	**当社取締役専務執行役員 圧入工法推進事業・圧入機械事業・グローバル戦略本部担当（現任）**

重要な兼職の状況

Giken Europe B.V.取締役

取締役候補者とした理由

福丸茂樹氏は、当社の圧入工法推進事業および海外において豊富な経験を積み、2021年から当社の取締役または常務執行役員として経営に携わっております。現在は圧入工法推進事業、圧入機械事業およびグローバル戦略本部を管掌し、社業に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6

久松 朋水（ひさまつ ともみ）

再任

社外

独立

生年月日
1953年７月７日生

所有する当社株式の数
4,400株

取締役会出席状況
12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月	太陽鍛工株式会社（現 株式会社太陽）入社
1984年 8 月	同社取締役
1986年 7 月	同社代表取締役副社長
1986年 8 月	**土佐倉庫株式会社取締役（現任）**
1992年 8 月	太陽鍛工株式会社代表取締役社長
1997年 7 月	**株式会社太陽代表取締役社長（現任）**
2001年 8 月	日本ブレード株式会社代表取締役社長
2013年 4 月	**TAIYO INDIA Pvt. Ltd.取締役（現任）**
2020年11月	**当社社外取締役（現任）**

重要な兼職の状況

株式会社太陽代表取締役社長
TAIYO INDIA Pvt. Ltd.取締役
土佐倉庫株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

久松朋水氏は、企業経営者として国内外における豊富な経験と実績を有しており、グローバルかつ客観的な立場から、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 7

澤 祥雅（さわ よしまさ）

再任

社外

独立

生年月日
1987年１月21日生

所有する当社株式の数
500株

取締役会出席状況
12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2012年12月	弁護士登録
2012年12月	弁護士法人大江橋法律事務所入所
2019年 9 月	アシャースト法律事務所（豪州）入所
2021年 4 月	ニューヨーク州弁護士登録
2022年 1 月	**弁護士法人大江橋法律事務所パートナー（現任）**
2024年11月	**当社社外取締役（現任）**

重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

澤祥雅氏は、会社法、コーポレートガバナンス、M&A、米国・豪州を中心とした国際法務、再生可能エネルギー等を専門分野とする企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 8

田中 久美子（たなか くみこ）

再任

社外

独立

生年月日
1968年７月23日生

所有する当社株式の数
― 株

取締役会出席状況
10 / 10回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1994年１月	KPMGセンチュリー監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1997年４月	公認会計士登録
2008年５月	同監査法人社員（パートナー）
2017年９月	御堂筋監査法人入所
2018年２月	同監査法人社員（パートナー）
2019年７月	**御堂筋監査法人代表社員（現任）**
2025年11月	**当社社外取締役（現任）**

重要な兼職の状況

御堂筋監査法人代表社員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田中久美子氏は、公認会計士としての豊富な知識と経験に加え、監査法人の代表社員としての経験、また、海外勤務を通じて培われた高い国際感覚を有しており、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中久美子氏の戸籍上の氏名は、宮林久美子であります。
3. 久松朋水氏、澤祥雅氏および田中久美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 久松朋水氏、澤祥雅氏および田中久美子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって久松朋水氏が６年、澤祥雅氏が２年、田中久美子氏は１年となります。
5. 当社は、久松朋水氏、澤祥雅氏および田中久美子氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度での更新を予定しております。
7. 当社は、久松朋水氏、澤祥雅氏および田中久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

ご参考

取締役候補者および現任監査役の専門的知識および経験は、以下のとおりであります。

氏名	地位	企業経営	技術研究開発	営業マーケティング	グローバル	財務会計	総務人事	法務コンプライアンス
北村精男	代表取締役会長	●	●					
大平厚	代表取締役社長 C E O	●		●	●			
森野有晴	取締役 専務執行役員	●	●	●			●	●
藤崎義久	取締役 専務執行役員	●			●	●	●	●
福丸茂樹	取締役 専務執行役員	●		●	●			
久松朋水	社外取締役	●		●	●			●
澤祥雅	社外取締役				●			●
田中久美子	社外取締役				●	●		●
油野昭彦	常勤社外監査役					●	●	
松岡さゆり	監査役						●	●
浪越一郎	社外監査役						●	●

(注) 1．各人の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。
2．地位は、第２号議案が原案どおり承認可決された後の取締役会の決議をもって正式に決定する予定であります。

以　上

事業報告（自2025年９月１日至2026年８月31日）

1 企業集団の現況

(１) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期における国内の事業環境は、民間設備投資の持ち直しや底堅い公共投資を背景に、建設投資が堅調に推移しました。当社事業においては、災害復旧・復興事業や国土強靭化事業等を中心にインプラント工法※１の普及に取り組んだ結果、採用案件数は順調に推移しました。一方で、資材価格や労務費の上昇、技能労働者不足の影響により、顧客の設備投資は慎重な状況が継続しました。また、中東情勢や米国関税政策、中国輸出管理強化等の先行きは不透明であり、引き続き注視が必要な状況にあります。

※１　一本一本が高い剛性と品質を有した杭材（許容構造部材）を地中深く圧入し、地震や津波、洪水等の外力に粘り強く耐える「インプラント構造物」を構築する工法です

国内の建設機械事業においては、硬質地盤対応機の底堅い需要から、「サイレントパイラーＦ112」の販売が堅調に進んだほか、新型機「ＳＸシリーズ」の販売が順調に推移しました。圧入工事事業においては、子会社である株式会社技研施工が、高付加価値の開発型案件※２の施工を進め、収益拡大に寄与しました。

※２　顧客に開発する前の製品・工法を使った工事案件のことです。国内子会社が施工し、課題や改善点を当社にフィードバックすることで、製品・工法の完成度を高めていきます

売上高	前期比	経常利益	前期比
284億24百万円	7.9%増	34億35百万円	25.7%増

営業利益	前期比	親会社株主に帰属する当期純利益	前期比
30億62百万円	19.3%増	25億22百万円	69.5%増

海外展開では、顧客向け総合支援サービス「ＧＴＯＳＳ※3」の定着を図り、会員企業と協働して市場拡大を加速させております。併せて、圧入技術の価値を共有する新規顧客の開拓を進めるとともに、新しい地域での市場創出を進めております。

※３　ＧＴＯＳＳに加入した会員企業に対し、製品に加えて技術サービスなどのノウハウを提供して現場の生産性向上を図る総合支援サービスです

アジア地域では、ＧＴＯＳＳ会員を中心に、製品販売が堅調に推移しました。インドでは、現地プレキャストコンクリート製造大手との連携により、運河の再整備プロジェクトで工法採用を実現し、施工を担う同社グループ会社に一般機※4を４台販売しました。またシンガポールにおいては、ジャイロプレス工法※5の市場拡大を背景に、ＧＴＯＳＳ会員にジャイロパイラーを販売しました。

※４　国内の工事で最も広く使われているU形鋼矢板（400～600mm幅）に対応したサイレントパイラーです

※５　先端に切削爪を付けた鋼管杭を回転圧入することで、既存構造物や硬質地盤を貫通し、粘り強いインプラント構造物を構築する工法。「ＧＴＯＳＳ会員」のみに提供し、付加価値の高い市場開拓を加速させております

ヨーロッパ地域でも、ＧＴＯＳＳ会員向けを中心に製品販売が進捗しました。イギリスでは、治水対策事業においてジャイロプレス工法が初採用され、会員企業による施工が進捗しました。また、イタリアではＧＴＯＳＳ会員に低空頭対応圧入機「ＣＬW100」を販売しました。これにより今後、橋梁下など空頭制限のある現場における市場拡大が期待できます。

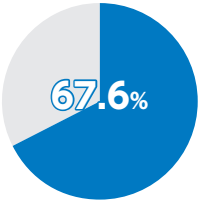
北米地域では、関税政策の影響を受けて顧客の設備投資が慎重に推移したものの、ＧＴＯＳＳ会員による米国初のジャイロプレス工法案件の完工を受け、同工法の引き合いを複数獲得するなど、市場拡大に向けた動きが着実に進展しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は28,424百万円（前期比7.9%増）、営業利益は3,062百万円（同19.3%増）、経常利益は3,435百万円（同25.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,522百万円（同69.5%増）となりました。なお、前連結会計年度においては、元海外連結子会社との和解に伴い、訴訟関連損失および貸倒引当金繰入額計812百万円を特別損失として計上しております。

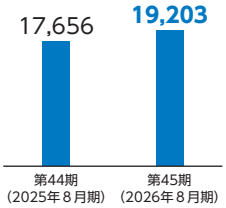
セグメントの業績は次のとおりです。

建設機械事業

売上高構成比



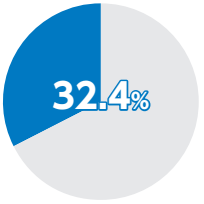
売上高 （単位：百万円）



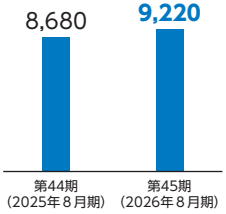
国内では、Ｆ112やＳＸシリーズの販売が順調に推移しました。海外でも、ＧＴＯＳＳ会員を中心に製品販売やレンタル案件が進捗した結果、当セグメントの売上高は19,203百万円（前期比8.8%増）、営業利益は4,331百万円（同11.3%増）となりました。

圧入工事事業

売上高構成比



売上高 （単位：百万円）



国内においては、能登半島地震の本復旧工事、河川護岸改修工事、首都高速道路地下化事業等において開発型案件が順調に進捗しました。海外においても、オペレーター付きレンタル※6が堅調に推移した結果、当セグメントの売上高は9,220百万円（前期比6.2%増）、営業利益は1,157百万円（同6.1%増）となりました。

※６　当社製品をオペレーターとセットで提供するレンタルサービス。海外ではドイツのベルリン事務所で展開しております

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、2,147百万円であります。
主な設備投資の内容は、レンタル用機械によるものであります。
なお、当連結会計年度中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

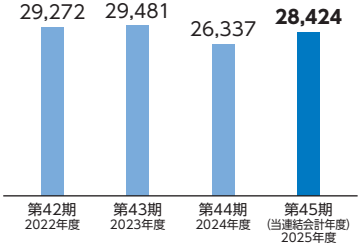
③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

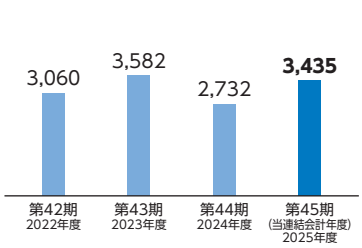
(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

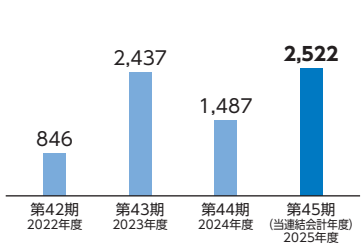
売上高 (単位：百万円)



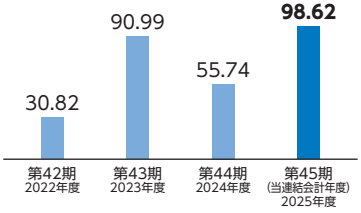
経常利益 (単位：百万円)



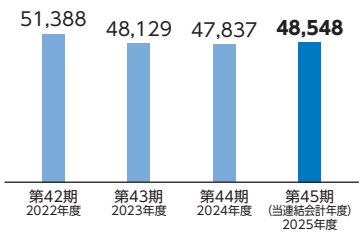
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



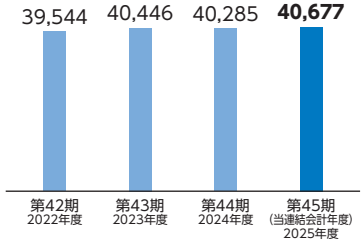
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



区分		第42期 2022年度	第43期 2023年度	第44期 2024年度	第45期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高	(百万円)	29,272	29,481	26,337	28,424
経常利益	(百万円)	3,060	3,582	2,732	3,435
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	846	2,437	1,487	2,522
１株当たり当期純利益	(円)	30.82	90.99	55.74	98.62
総資産	(百万円)	51,388	48,129	47,837	48,548
純資産	(百万円)	39,544	40,446	40,285	40,677

(注) １．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分		第42期 2022年度	第43期 2023年度	第44期 2024年度	第45期 (当事業年度) 2025年度
売上高	(百万円)	20,982	19,405	17,995	19,139
経常利益	(百万円)	2,978	2,321	1,694	1,969
当期純利益	(百万円)	856	1,682	774	1,526
1株当たり当期純利益	(円)	31.16	62.81	29.03	59.70
総資産	(百万円)	45,821	42,963	41,565	40,623
純資産	(百万円)	36,685	36,407	35,665	34,314

(注) 1．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社技研施工	30百万円	100	圧入工事および基礎工事
Giken Europe B.V.	20百万 ユーロ	100	建設機械の販売および圧入工事
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	2百万 シンガポールドル	100	建設機械の販売および圧入工事
Giken America Corporation	17百万 米ドル	100	建設機械の販売および圧入工事

(注) 資本金は、百万通貨単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは中期経営計画2027を策定し、基本戦略として以下の課題に取り組んでおります。

① 海外市場への積極展開

世界各国では、日本と同様に気候変動に伴う自然災害の激甚化や老朽化した社会インフラの再生・強化が喫緊の課題となっております。さらに、地域の発展に伴い、新しいインフラを必要としている国や地域もあります。

当社グループはこれまで、独自のビジネスモデルに基づき、ビジネス展開や、海外事業パートナーへの技術提供、各国官公庁等への工法普及活動を推進してきました。その結果、圧入技術は世界40以上の国と地域に広がり、各地域での建設課題の解決に貢献しております。また、現地企業とのパートナーシップを強固とする顧客向け総合支援サービス「ＧＴＯＳＳ」を導入して、トータルサポートを推進することで、パートナー企業と工法普及を進めております。

今後は、シンガポールをはじめとする東南アジアにおいて、ジャイロプレス工法や硬質地盤クリア工法の普及を加速する成長投資を強化します。インドでは「カリカット運河再整備プロジェクト」に当社工法が採用されたほか、今年７月に駐在員事務所を開設しました。また、タイをはじめ東南アジア諸国ではコンクリート杭が広く普及している市場特性を踏まえ、現地企業と連携して試験施工や杭材開発を進め、コンクリート杭市場への参入を目指します。ヨーロッパ地域では、オランダでの世界遺産の運河護岸改修プロジェクトや、大規模な治水対策事業である「デルタプログラム」の河川堤防工事を通じて、現場施工の成功実績を蓄積しております。その結果、イギリスではジャイロプレス工法、イタリアではＧＲＢシステムが初めて採用されるなど、ヨーロッパ地域での展開が進展しております。北米地域においても、ＧＴＯＳＳ会員との協働による工法普及を図るとともに、アメリカでジャイロパイラーのレンタルを開始しております。その結果、アメリカで初めてジャイロプレス工法が採用された案件をＧＴＯＳＳ会員が完工するなど、工法普及が進んでおります。

② 独創性・創造性に富む開発の強化

建設市場では、建設現場の省力化や生産性向上、脱炭素、老朽化インフラの再生、資源循環などの社会要請が高まっております。加えて、海外市場での普及においては、現地特有のニーズに対応する必要があります。多様な建設課題を解決する新しい技術を提案し続けるため、工法や機械の開発を一層強化しなければなりません。

当社グループはこれまで、「サイレントパイラー」の施工効率向上を目的として、地盤情報を推定し、

圧入条件を自動で最適化する「ＰＰＴシステム」や、現場の省力化を支援する「Ｇ－Ｌａｂ」シリーズを開発してきました。2026年には、これまでに蓄積した技能者の施工データを活用する自動運転機能を搭載し、自動運転を進化させる最新機種「ＳＸシリーズ」の販売も開始しております。

今後も、新しい建設を切り開く「開発型企業」として、社会の変化に対応した「物」「方法」を迅速かつ的確に、企画・開発できる体制を強化し、開発力をさらに高めます。特に、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）を圧入技術や機械、工法提案に適用します。これにより、圧入工事の全自動化や遠隔操作・自律施工を実現し、国内外での新たな技術支援や効率的な施工を可能とすることで、人手不足の解消や生産性の向上・効率化を実現し、新しい建設技術の構築に向けて取り組みます。

また、今後強く求められてくる循環型で持続可能な社会の実現に向けて、移設や撤去、再利用も可能な杭材の機能を活かした「機能構造物」を実現し、社会に展開していく取り組みを続けます。

③ 国内市場の着実成長

国内では、大規模地震の多発や、将来確実に発生するとされる巨大地震への対応力が求められております。加えて、気候変動による水害など、激甚化する自然災害への対応も国土強靭化を進めていくうえで喫緊の課題です。また、生活を支える道路、下水道などライフラインの老朽化問題が顕在化する一方で、建設資材価格の高止まり、労務費の上昇、作業員の不足といった課題も生じております。

当社グループはこれまで、地震・水害等の災害復旧や、高速道路等のインフラ更新において、多くの施工実績を積み重ねてきました。2024年に発生した令和６年能登半島地震では、本復旧工事が本格化しており、道路復旧や港湾・漁港の再整備においてジャイロプレス工法およびＧＲＢシステムの採用が急増しております。今後も、災害からの復旧・復興やインフラの老朽化、防災・減災対策に対する技術提案を進めるとともに、事業領域の拡大に向けた開発を推進し、収益基盤の強化と企業価値の向上を進めていきます。

④ 事業を支える基盤の強化と深化

当社グループの発展には、イノベーションの創出、生産性向上およびこれらを実現するための人的資本への投資が不可欠です。また、近年技術の進展が目覚ましいＡＩ（人工知能）技術を取り入れ、当社グループが注力すべき工法普及や、工法、機械および構造物の開発に集中できる環境整備が必要になっております。

当社グループは、難易度の高い開発課題や工法の技術提案、経験のない未知の分野に果敢に挑戦します。その中心となる社員の挑戦と成長を後押しするため、人事評価制度を見直しました。社員一人ひとりの挑戦を適切に評価し、新たな経験を積み重ねることで、イノベーションが当社グループの企業文化として定

着することを目指します。
　利益重視の経営を強化するため、効率的かつ効果的な判断を目的としたデータドリブン経営を取り入れ管理を強化します。またＡＩ等デジタル技術を活用することで業務プロセスの最適化・自動化により生産性を向上させます。これらの取り組みにより、当社グループの事業が中長期にわたり持続的に成長する事業基盤を構築します。
　各種の経営計画や事業拡大を実行するのは、企業価値を創造する「人的資本」である当社グループの社員です。今後の事業展開を見据え、経営戦略と人材戦略を連動させ、ＩＴを利活用する人材育成を行うなど社員の必要なスキルの習得、知識や経験の多様性の拡充、人材ポートフォリオの充実等の人的資本投資を推進し、事業基盤を強化します。

(5) 主要な事業内容 (2026年8月31日現在)

① 建設機械事業

当社は、各種の油圧式杭圧入引抜機（サイレントパイラー）および周辺機械を開発・製造・販売・レンタルするとともに、それに附帯する保守サービスを行い、無公害圧入工法の普及拡大に努めております。そのほか海外子会社のGiken Europe B.V.、Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.、Giken America Corporationにおいても機械販売と保守サービスを行っております。

② 圧入工事事業

当社は、圧入技術から生まれる新工法を次々と開発し、その普及と市場拡大に努めるとともに、圧入というコア技術を発展させ、「地上に文化を、地下に機能を」というコンセプトで機械式駐車場「エコパーク」と機械式駐輪場「エコサイクル」を受注し工事を行っております。

国内子会社の株式会社技研施工および海外子会社は、当社製の最新鋭のサイレントパイラーおよび周辺機械を用いて、長年培ってきた高い技術力と豊富な実績をもとに、圧入工事を行っております。また同時に、様々な工事現場で得た稼動データや改良事項をメーカーである当社にフィードバックし、圧入機だけでなく、そのシステム化などさらなる進化に貢献しており、グループの事業に有効な相乗効果をもたらしております。

(6) 主要な事業所および工場 (2026年8月31日現在)

当社	高知本社：高知県高知市 東京本社：東京都江東区 北海道営業所：北海道札幌市 東北営業所：宮城県仙台市 中部営業所：愛知県名古屋市 関西営業所：大阪府大阪市 九州営業所：福岡県福岡市 能登復興支援室：石川県金沢市 高知本社工場：高知県高知市 高知第二工場：高知県高知市 高知第三工場：高知県香南市 関東工場：千葉県浦安市 東京工場：東京都足立区 関西工場：兵庫県丹波市 上海事務所：中華人民共和国上海市 アーメダバード事務所：インド共和国アーメダバード市
株式会社技研施工	高知本社：高知県高知市 東京本社：千葉県浦安市 北海道営業所：北海道札幌市 東北営業所：宮城県仙台市 中部営業所：愛知県名古屋市 関西営業所：大阪府大阪市 九州営業所：福岡県福岡市 能登復興支援室：石川県金沢市 関西工場：兵庫県丹波市
Giken Europe B.V.	本社：オランダ王国アルメーレ市 工場：オランダ王国アルメーレ市
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	本社：シンガポール共和国
Giken America Corporation	本社：アメリカ合衆国オーランド市

(7) 使用人の状況 (2026年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
建設機械事業	414	13（増）
圧入工事事業	172	7（減）
全社（共通）	120	3（減）
合　　計	706	3（増）

(注) 全社（共通）に記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
516	1（増）	35.6	12.5

(注) 1．平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(8) 主要な借入先および借入額 (2026年8月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社四国銀行	352
株式会社三菱UFJ銀行	344
株式会社三井住友銀行	185
株式会社高知銀行	145

(注) 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年8月31日現在)

① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 25,966,328株

③ 株主数 12,537名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社北村興産	6,001	23.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,398	5.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,069	4.21
株式会社四国銀行	1,050	4.14
株式会社高知銀行	783	3.08
北村博美	649	2.56
北村知佐子	648	2.55
技研製作所従業員持株会	556	2.19
北村龍真	493	1.94
ニューコウチビル株式会社	463	1.82

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は、自己株式を600,286株保有しておりますが、上表大株主からは除外しております。
3．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
5．株式会社四国銀行は、所有株式を合算して表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	12,563	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2．(3) ②取締役および監査役の報酬等 ロ.当該事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2026年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	北　村　精　男	株式会社技研施工取締役相談役
代表取締役社長CEO	大　平　　厚	
取締役専務執行役員	森　野　有　晴	開発製造本部・ 圧入技術研究開発センター担当
取締役専務執行役員	藤　崎　義　久	管理本部担当 Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.取締役
取締役専務執行役員	福　丸　茂　樹	圧入工法推進事業・圧入機械事業・グローバル戦略本部担当 Giken Europe B.V.取締役
社外取締役	久　松　朋　水	株式会社太陽代表取締役社長 TAIYO INDIA Pvt. Ltd.取締役 土佐倉庫株式会社取締役
社外取締役	澤　　祥　雅	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー
社外取締役	田　中　久美子	御堂筋監査法人代表社員
常勤社外監査役	油　野　昭　彦	
監査役	松　岡　さゆり	
社外監査役	浪　越　一　郎	株式会社技研施工監査役

(注) 1. 当社は東京証券取引所に対して、社外取締役久松朋水氏、澤祥雅氏および田中久美子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 当社は東京証券取引所に対して、社外監査役浪越一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
A. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
当社は、当社およびすべての子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに管理職等の従業員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。
B. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し行った行為に起因して役員等に損害賠償請求がなされたことにより、役員等が負担する損害賠償額および訴訟によって生じた費用が支払われます。ただし、被保険者が私的な利益供与等を違法に得たことや、法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ．役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2023年11月28日付で取締役の報酬等の決定方針を改定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

1．基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、変動報酬としての業績連動報酬（金銭報酬）、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を踏まえ固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し毎月支払うものとする。

3．業績連動報酬（金銭報酬）の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（金銭報酬）は、各事業年度に在任した取締役を支給対象とし、各事業年度の連結売上高および連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。

4．非金銭報酬の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、各事業年度に在任した取締役を支給対象とし、当社の持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する。具体的な付与数は、各取締役の役位、役割と責任を踏まえ決定し、毎年11月の取締役会において取締役への譲渡制限付株式の付与を決議し、12月に１年分を一括して付与する。

なお、譲渡制限付株式は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限および譲渡制限期間

取締役は、譲渡制限付株式について、付与日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 無償取得事由

任期中の正当な理由によらない途中退任、法令または社内規則の違反その他譲渡制限付株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得する。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬の額、中長期インセンティブを目的とした非金銭報酬の額、ならびにそれらの割合について総合的に勘案し作成した原案を独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会に付議し決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（うち社外取締役）	11（4）	230（19）	208（19）	21（−）
監査役（うち社外監査役）	3（2）	22（17）	22（17）	−（−）
合　計（うち社外役員）	14（6）	252（37）	231（37）	21（−）

(注) 1. 報酬等の額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2025年11月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役３名（うち社外取締役１名）を含めております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式および社宅であります。株式の割当の際の条件等は「イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項」、各限度額等は「(注)４.」に記載しております。また、当事業年度における株式の交付状況は「２.（１）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
A. 報酬総額
取締役（2023年11月28日開催　第42期定時株主総会決議）年額350百万円以内
（うち社外取締役分 年額 50百万円以内）
当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役３名）
監査役（2017年11月28日開催　第36期定時株主総会決議）年額 50百万円以内
当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名
B. 譲渡制限付株式報酬（上記報酬総額とは別枠）
取締役（社外取締役を除く）（2023年11月28日開催　第42期定時株主総会決議）年額50百万円以内
年50,000株以内
当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は４名
C. 社宅（上記報酬総額とは別枠）
取締役（社外取締役を除く）（2017年11月28日開催　第36期定時株主総会決議）年額10百万円以内※
当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は７名
※　当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額との差額の合計額

ハ. 当社の子会社からの報酬等の総額等

社外役員が当事業年度中に当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は330千円であります。

③ 社外役員の状況

イ．社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況につきましては、「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ．社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	久 松 朋 水	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立的および中立的立場から、公正な意見表明を行い、業務執行に対する監督、助言・提言等、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしていただいております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会３回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	澤　　祥 雅	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立的および中立的立場から、公正な意見表明を行い、業務執行に対する監督、助言・提言等、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしていただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	田 中 久美子	取締役就任以降開催した取締役会10回全てに出席し、独立的および中立的立場から、公正な意見表明を行い、業務執行に対する監督、助言・提言等、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしていただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、委員就任以降開催された委員会１回に出席しております。
社外監査役	油 野 昭 彦	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立的および中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、当事業年度に開催した監査役会12回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	浪 越 一 郎	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立的および中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、当事業年度に開催した監査役会12回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

ハ. 責任限定契約に関する事項

氏名	責任限定契約の内容の概要
久　松　朋　水	当社は社外取締役および社外監査役との間に、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
澤　　祥　雅	
田　中　久美子	
油　野　昭　彦	
浪　越　一　郎	

(４) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る報酬等の額

	支払額（百万円）
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	38
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) １. 支払額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２. 報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、会計監査人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分できないため合わせて開示しております。
３. 当社の重要な子会社のうち、Giken Europe B.V.をはじめとする海外現地法人３社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
４. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人の解任または不再任を決定することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**23,397**
現金及び預金	7,418
受取手形、売掛金及び契約資産	5,920
電子記録債権	1,572
製品	3,697
仕掛品	1,281
未成工事支出金	128
原材料及び貯蔵品	2,912
その他	471
貸倒引当金	△5
固定資産	**25,150**
有形固定資産	**19,523**
建物及び構築物	4,645
機械装置及び運搬具	3,687
土地	9,739
建設仮勘定	1,113
その他	338
無形固定資産	**138**
投資その他の資産	**5,487**
投資有価証券	3,206
繰延税金資産	1,353
退職給付に係る資産	349
その他	602
貸倒引当金	△23
資産合計	**48,548**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,193**
支払手形及び買掛金	1,432
短期借入金	425
未払法人税等	461
契約負債	2,708
賞与引当金	736
その他の引当金	43
その他	1,384
固定負債	**677**
長期借入金	601
その他	76
負債合計	**7,870**
純資産の部	
株主資本	**38,800**
資本金	8,958
資本剰余金	10,118
利益剰余金	20,678
自己株式	△955
その他の包括利益累計額	**1,876**
その他有価証券評価差額金	796
為替換算調整勘定	792
退職給付に係る調整累計額	288
純資産合計	**40,677**
負債純資産合計	**48,548**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自2025年9月1日至2026年8月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**28,424**
売上原価		**17,513**
売上総利益		**10,910**
販売費及び一般管理費		**7,848**
営業利益		**3,062**
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	41	
スクラップ売却益	5	
不動産賃貸料	177	
保険解約返戻金	0	
為替差益	72	
業務受託料	61	
その他	58	**486**
営業外費用		
支払利息	8	
不動産賃貸費用	35	
支払手数料	55	
その他	13	**113**
経常利益		**3,435**
特別損失		
減損損失	61	**61**
税金等調整前当期純利益		**3,373**
法人税、住民税及び事業税	577	
法人税等調整額	273	**851**
当期純利益		**2,522**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,522**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2026年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**14,534**
現金及び預金	3,331
受取手形、売掛金及び契約資産	2,729
電子記録債権	1,336
製品	2,890
仕掛品	1,281
原材料及び貯蔵品	2,574
前払費用	139
その他	251
貸倒引当金	△0
固定資産	**26,088**
有形固定資産	**17,330**
建物	2,878
構築物	353
機械及び装置	3,141
工具器具備品	208
土地	9,634
建設仮勘定	1,113
その他	0
無形固定資産	**118**
ソフトウェア	117
その他	1
投資その他の資産	**8,639**
投資有価証券	2,691
関係会社株式	4,271
出資金	28
長期前払費用	6
繰延税金資産	1,128
その他	513
資産合計	**40,623**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**5,621**
買掛金	850
短期借入金	210
1年内返済予定の長期借入金	215
未払金	163
未払費用	449
未払法人税等	217
契約負債	2,590
前受収益	73
預り金	30
賞与引当金	558
株主優待引当金	39
その他	222
固定負債	**687**
長期借入金	601
退職給付引当金	29
その他	56
負債合計	**6,309**
純資産の部	
株主資本	**33,519**
資本金	8,958
資本剰余金	10,118
資本準備金	10,118
利益剰余金	15,398
利益準備金	265
その他利益剰余金	15,132
買換資産圧縮積立金	44
別途積立金	6,300
繰越利益剰余金	8,787
自己株式	△955
評価・換算差額等	**794**
その他有価証券評価差額金	794
純資産合計	**34,314**
負債純資産合計	**40,623**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自2025年9月1日至2026年8月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**19,139**
売上原価		**11,723**
売上総利益		**7,416**
販売費及び一般管理費		**6,137**
営業利益		**1,279**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	338	
不動産賃貸料	247	
為替差益	98	
その他	104	**800**
営業外費用		
支払利息	6	
不動産賃貸費用	35	
支払手数料	55	
その他	12	**110**
経常利益		**1,969**
特別損失		
減損損失	61	**61**
税引前当期純利益		**1,907**
法人税、住民税及び事業税	65	
法人税等調整額	314	**380**
当期純利益		**1,526**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年10月19日

株式会社　技研製作所
取締役会　御 中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**東　浦　隆　晴**

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**西　　芳　範**

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社技研製作所の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社技研製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年10月19日

株式会社　技研製作所
取締役会　御 中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**東　浦　隆　晴**

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**西　　芳　範**

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社技研製作所の2025年９月１日から2026年８月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書類等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月21日

株式会社 技研製作所　監査役会

常勤監査役 (社外監査役) **油 野 昭 彦** ㊞

監 査 役 **松 岡 さゆり** ㊞

社外監査役 **浪 越 一 郎** ㊞

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図



会場

高知市高須砂地155番地
セリーズ 3階
レインボーホール
TEL：088 - 866 - 7000

最寄り駅等

- ＪＲ高知駅（土讃線）より
 車で約８分
- 高知龍馬空港より
 車で約25分
- 高知中央ＩＣを**降りてすぐ**

株主様向け見学会のご案内

GIKEN REDHILL 1967 AKAOKA KOCHI, JAPAN

圧入技術の情報発信基地
RED HILL 1967

開催日時：①2026年11月24日（火）14：00～
②2026年11月25日（水）12：30～
開始時刻の30分前から受付開始
※25日は株主総会の終了時刻により変動する場合がございます。

会　　場：高知県香南市赤岡町大東2246番地３
株式会社技研製作所 REDHILL1967

送迎バスのご案内 ※11月25日のみ
往路：セリーズ⇒RED HILL 1967
復路：RED HILL 1967→高知龍馬空港⇒セリーズ⇒高知駅



所要時間：２時間程度
参 加 費：無料

申込方法：予約受付フォームより
申込期日：11月20日（金）

※お申込みは原則予約受付フォームからお願いいたします。
難しい場合はお電話でも受け付けております。（株主番号必須）
問い合わせ先：㈱技研製作所 総務課 （088）846-2933

UD FONT